

「出自を知る権利」についての各国の制度

2003年9月2日

日医総研・科学技術文明研究所

米本 昌平

問題の所在とその概要

現在、わが国では、2003年4月の厚生科学審議会生殖補助医療部会の最終報告書を基本に、生殖技術に関する法案が準備されている。その中でいわゆる「出自を知る権利」に関しては、提供精子・卵子・胚による生殖補助医療で生まれた子は、15歳に達すれば個人を特定できるドナーに関する個人情報を公的管理機関に開示請求することができ、また、婚姻に際しては、結婚を希望する相手との間に近親関係があるか否かの確認を公的管理機関に求めることできる方向で、制度設計が行われている。

だがこれまでの議論では、「出自を知る権利」を認めることが世界的潮流と漠然ととらえ、諸外国の制度やその運用実態の調査はあまりなされてこなかった。そこで、これを法律で明確に定めているイギリス、香港、豪・ヴィクトリア州、オーストリア、スイス、スウェーデン(6つの国および地域)と、これを認めない対極にあるフランス、その併用型のアイスランド、の制度と現状を調査し、比較を試みた。「出自を知る権利」について議論すれば、自ずと、これを認め制度として整備する方向に進みやすい。だが、実際にこの権利が行使されるためには、提供精子・卵子・胚によって生まれた子が、その旨告知されることが不可欠である。この点、現状では各国とも積極的に告知しようとする親は多くはない。日本で「出自を知る権利」を認めるとしても、他社会での運用の実態を正確に把握した上で、社会的な議論が深められるべきである。

．．．．

各国の制度と運用実態

・個人を特定できるドナーの個人情報へのアクセスを認める国

スウェーデン、豪・ヴィクトリア州、スイス、オーストリア

スウェーデンでは、1984年制定(翌年施行)の人工授精法により、個人を特定できるドナーの個人情報に出生児がアクセスできるようになった。法律は、ドナーの個人情報の開示請求ができる年齢を「十分な年齢に達した時点」とのみ規定しており、専門家たちはこれを概ね13、14歳と考えてきた。しかし18歳だとする通説が流れたため、2003年が法律施行後にAIDによって生まれた子が開示請求する最初の年と考えられてきた。ただし現時点では、自治体の社会福祉委員

会にこの問い合わせは寄せられていない。なお、スウェーデンでは、子が生殖補助医療によって生まれたか否かを知る権利を「出自を知る権利」、ドナーの個人情報にアクセスする権利を「提供者の情報を知る権利」として、両者を区別している。1998年の社会庁によるAID児の親へのアンケート調査によると、子に「出自」を知らせた親は約10%であった。家族のあり方が多様化しているスウェーデンにおいても、親が出自を子に知らせる例は少ないのが実情であり、これがドナーの個人情報への問い合わせが出ない理由だと考えられる。

豪・ヴィクトリア州においても、1995年制定の不妊治療法により、1998年1月1日以降に提供された精子・卵子・胚により生まれた子は、18歳に達すれば、ドナーを特定できる個人情報の提供を不妊治療機構(ITA)に要求できる。本人を特定できないドナーの個人情報へのアクセスしか認めていなかった1984年制定の医療法の下で生まれた子についても、95年の法律によって、ドナーの同意があれば本人を特定できる個人情報にアクセスすることができるようになった。また、1984年以前に提供された精子・卵子・胚により生まれた子も、ドナーの個人情報にアクセスできる途を開く目的で、ボランティア登録制度を1995年法は設けている。つまりヴィクトリア州では、法律施行の時代差により、ドナーからの精子・卵子・胚によって生まれた子の間に生じる権利の不平等を解消する方向で、法的措置が取られている。

スイスでは憲法上「自己の血統に関するデータへのアクセス権」を保障しており、これに従い1998年制定の生殖医学法では、18歳に達した出生児は個人を特定できるドナーの個人情報を所管する機関に要求できるとしている。卵および胚の提供は禁止されており、「出自を知る権利」はAID児に関してのものとなる。法律の施行は2001年1月1日であり、実際にこれによるアクセスの要求が出るのは2019年以降となる。法律で、精子ドナーとカップルの男性とは血液型に加え容貌も似ていることに配慮できるとしており、こうして生まれてきた子に対して親が、たとえ憲法上の権利であっても事実を告知する気にはならないのではないかと、とする指摘がある。

オーストリアでは、1992年制定の生殖医学法で、14歳に達した子は個人を特定できる精子ドナーの個人情報を閲覧できる。また法的な後見人にも同様の権限が与えられている。病院が、ドナーの個人情報のうち姓名、出生日・出生地、国籍、住所を保管し、実施状況を毎年、国に報告することになっている。

個人を特定できないドナーの個人情報へのアクセスを認める国

イギリス、香港

イギリスでは現在、近親婚回避を目的として16歳に達した者で結婚しようと思っている者がその相手と近親関係あるか否か確認をとること、また、18歳に達した子が本人を特定できないドナーの個人情報にアクセスすることだけを認めている。HFE法(ヒト受精・胚研究法)は、子がアクセスできるドナーの個人情報の範囲については法ではなく規則で定めることとしているが、その規則は未だ制定されていない。HFE法施行後に懐胎された子は2010年に18歳になるため、

現在、その範囲をどうするのか、個人を特定できるドナーの個人情報へのアクセスの可否も含めて議論されている。HFEA(ヒト受精・胚研究局)は、将来のドナーについては個人を特定できる個人情報にも子がアクセスできるようにすべきとする勧告をまとめた。しかし、保健省は一般からの意見聴取の結果、18歳に達した子に対して、ドナー本人を同定できない個人情報を得る権利を認め、その規則の制定を議会に要請する一方、個人が同定可能なドナーの個人情報への子のアクセスについてはさらに議論が必要、との見解を示した。なお、HFE 法施行前に生まれた子については、ボランティア登録制度を検討する、としている。

香港では、2000年に制定された人工生殖科技条例において、子は16歳に達すれば、近親婚の回避を目的に、結婚しようとする者が相手と近親関係あるか否か確認をとること、そして、本人を特定できないドナーの個人情報にアクセスすることを認めている。ただし、この条例はまだ施行されていない。出生児が、アクセスできる本人を特定できないドナーの個人情報の範囲を定める規則の制定を待って施行される予定で、実際にドナーの個人情報へのアクセスが行われるのは、少なくとも2020年以降となる。

その他の国 フランス、アイスランド

フランスは、完全匿名制をとっており、ドナーのいかなる個人情報にも子はアクセスできない。ドナーの個人情報にアクセスできるのは、出生児の治療上必要があると判断された場合に、ドナーおよびレシピエントの医師が保健当局で保管されているドナーの医療情報にアクセスする場合に限られる。もともと、ドナーの個人情報を保健当局に保管する際に、本人を特定できないよう連結不可能匿名化の処置がされるため、医師を含めて第三者が本人を特定できるドナーの個人情報にアクセスすることはありえない。

フランスの場合、「匿名出産」という伝統的的制度がある。これは母親が、産院への入院の事実と身元を隠して出産ができる制度で、これによって生まれた子は約40万人いると言われる。この国で「出自を知る権利」を考えるとすると、匿名出産で生まれた子の場合が問題になるが、その母親の身元を探るのはきわめて困難である。

アイスランドでは、スウェーデンとフランスの方式の併用(ダブル・トラック)という、独特の制度が採用されている。1996年制定の人工授精法では、ドナーは提供時に、匿名保持(ここでは提供を受けるカップルのみならず出生児に対しても匿名性が買われる)を要求するか否かを決め、匿名を要求したドナーについては個人情報に子はいっさいアクセスできないが、ドナーが匿名を要求しなかった場合にはドナーの個人情報は医療施設で保管され、出生児は18歳に達すれば個人を特定できる個人情報の記録にアクセスできる、としている。

(注:AIDは第三者の精子を用いた人工授精で、artificial insemination of donor の略)

出自を知る権利に関する各国の制度

	スウェーデン	ヴィクトリア州(豪)	スイス	オーストリア	イギリス	香港	アイスランド	フランス
根拠法	人工授精法(1984 制定、1985 施行)、体外受精法(1988 制定、1989 施行)	不妊治療法(1995 制定、1998 施行)	生殖医学法(1998 制定、2001 施行)	生殖医学法(1992 制定・施行)	ヒト受精及び胚研究法(1990 制定、1991 施行)	人類生殖科技条例(2000 制定・未施行)	人工受精法(1996 制定・施行)	民法・保健医療法(1994 制定)
自己が提供配偶子・胚によって生まれたかどうか			規定なし	規定なし			規定なし	×
ドナー情報へのアクセスの可否と内容(:ドナーを特定できない情報のみ、 :ドナーを特定できる情報を含む)							提供時にドナーが匿名を要求しなかった場合	×
結婚しようとする相手との近親関係の有無の確認		検討中	規定なし	規定なし			規定なし	×
ドナー情報の管理機関	公的資金で運営されている病院	不妊治療機構	身分登録局	医療施設	人受精及び胚研究許認可庁	人類生殖科技管理局	各保健施設	保健当局
情報開示年齢	十分な年齢に達した時点	18 歳以上	18 歳以上	14 歳以上	18 歳以上(但し、結婚しようとする相手との近親婚の有無については 16 歳以上)	16 歳以上	18 歳以上	-
記録保管期間	70 年	法律及び規則に規定なし	80 年	30 年	direction で規定。施設機関が子どもが生まれたかを知らない場合には 50 年以上	50 年	法律及び規則に規定なし	30 年

(日医総研・科学技術文明研究所)